

第1回権利擁護専門部会報告

平成29年7月3日（月）午後6時30分から午後8時30分 文京区民センター2階B会議室

【前年度の報告、課題、今年度について】

○28年度は、障害者権利条約に触れて意思決定支援の大切さ、就労支援や成年後見制度の具体的な事例を用いた意思決定支援、住まいや生活上の課題について多様な場面で自分らしく生きる為の意思決定支援に必要な選択肢が十分にあるのか、支援がどうあるべきか等、議論、検討を行った。

○昨年は後見制度利用促進法ができた重要な年度でありその影響は大きい。

○サービス提供の現場での意思決定支援は、どのように実施され工夫されているか聞いていきたい。

○成年後見制度の中で権利擁護が進んでいない。

- ・現行において認知症高齢者の方向けの仕組みになっていて、障害者の方、特に知的障害の方に対する仕組み作りの検討が必要である。（例・高齢分野の地域包括ケアのような形が障害分野にも必要）

【委員からの意見】

○地域の中で必要がありながら公的なサービスを拒否している人に、地域の人、顔見知りの人が家庭に入って話を聞き、信頼関係を構築した上で支援機関のつなぎ役として活躍している。話し合い員や民生委員なら信頼関係は生まれやすい。話し合い員と民生委員は連携ができています。

○1つの家庭に高齢者や障害者が同居していて、様々な問題が絡み合っている多問題家族があり、障害種別で限定せず、その人全体、その家族全体を見なければいけない。包括的な連携が必要である。

○親亡き後、後見人と残された子どもとの信頼関係も大切だが、もっと広い人との関わりも必要。町会等コミュニティの中で色々な人と関わって暮らすことが「普通に暮らしていける世の中」ではないか。

○「本人のため」と言いつつ家族の視点になっていないか、支援者の目線になっていないか、誰のための支援や意思決定なのか、権利擁護の観点から注意深く考察する必要がある。

○サービスを利用していない方、自分で訴えられない人の声をどのように拾っていくかは課題である。サービスを知らない人に適切に情報を伝達していく必要を感じる。

○障害当事者が集まれる場、フリースペース（たまり場）も必要。たまり場で意見を言うことは、その人の意志決定、聞いてくれる人がいて、緊張しない（ストレスフリー）場があると意見が言いやすい。

○地域の課題が解決されないまま排除的側面が存在している。地域をどうつくっていくかを考えることが権利擁護につながっていくと感じる。

○ネウボラ（妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目ない支援によって、より身近な場で妊産婦の方を支える仕組み）が文京区でも始まっている。継続して関わることで信頼関係が生まれると共に、ライフステージ毎につながることで、これまで発達段階で見逃されてきた障害の発見が早くなるのではないか。

【次回会議について】

○次回の専門部会（第2回）は昨年意見が出た施設見学はどうか。

○権利擁護の根幹の部分として「選挙」をテーマにしたらどうか。

○次回は10月5日（木）18時30分より文京総合福祉センター4階地域活動室Cで開催予定